

医療機関向けの相談窓口の開設について【令和2年4月10日更新】

府内医療機関からの患者対応の相談を受けるための専用電話相談窓口を設置

<名称> 医療機関向け新型コロナ受診・検査相談センター

<目的>

PCR検査を希望する医師（主治医）が、保健所に帰国者・接触者外来の照会、検査の実施を求めたにも関わらず、保健所長の判断により検査に至らなかった事例に関して、受診検査相談センター医師（行政医師）が主治医からの病状等の聴取により、必要と判断した場合、当該保健所長に検査の実施を調整するもの。

<内容> 「帰国者・接触者外来」への受診や検査依頼に関する相談

<体制>

開設時間…10：00－13：00（月・水・金）

（府職員（医師）が対応）

変更日…令和2年4月13日（月）（開設日：令和2年2月27日（木））

<運用> 匿名での受付は不可（なりすまし防止のため、医療機関名と氏名をお伺いします。）

相談内容は、検証のため録音させていただきます。

<専用電話番号> 06-6944-8267

※医療機関向け窓口のため、患者等への公表は控えてください。